

広島県（特定）環境負荷低減事業活動実施計画認定等に係る 事務手続き等について

1 目的

広島県（特定）環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領（以下「要領」という。）9に基づく事務手続き等に關し、必要な事項を定める。

2 申請書の提出先

(1) 経由事務市町及び実施計画の範囲が経由事務市町以外又は複数市町にわたる申請を行うとする農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、要領2の(1)の申請書を、代表申請者の業種に応じて市町を所轄する農林水産事務所（農林事業所）長又は畜産事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

その提出先については、業種が耕種農業のものは農林水産事務所（農林事業所）農村振興課（以下「農村振興課」という。）に、林業のものは農林水産事務所（農林事業所）林務（第二、第三）課（以下「林務課」という。）に、漁業のものは農林水産事務所（農林事業所）水産課（以下「農林水産課」という。）に、畜産業のものについては畜産事務所畜産振興課（以下「畜産振興課」という。）に提出するものとする。

なお、代表申請者と構成申請者の業種が異なる場合は、代表申請者が、耕種農業、林業、漁業のものについては農林水産事務所（農林事業所）AP担当参事（以下「AP担当参事」という。）に、代表申請者が畜産業のものについては畜産振興課に提出するものとする。代表申請者が複数の業種で申請する場合や提出先の判断がつかない場合には、AP担当参事を通じて農業技術課に提出先を確認し、農業技術課が提出先を決定するものとする。

(2) 所長は、受理した所属等に応じて次のとおり本庁の担当課（以下「本庁担当課」という。）に提出するものとする。

農村振興課は農業技術課に、林務課は林業課に、農林水産課は水産課に、畜産振興課は畜産課に提出するものとする。AP担当参事は代表申請者の業種に応じて本庁担当課に提出するものとする。

実施計画の範囲が複数の農林水産事務所（農林事業所）又は畜産事務所の区域にわたる申請を行おうとする農林漁業者等は、(1)の業種に応じた(2)の本庁担当課に提出するものとする。

なお、農業技術課は実施計画の内容に応じて、農業生産課に申請書を回付する。

3 認定手続き

- (1) 申請書の提出を受けた各本庁担当課において認定審査、認定可否判断及び通知手続き等を行う。
- (2) 認定審査及び再認定に係る審査の判断は、要領3(1)によるほか、別紙によるものとする。
- (3) 実施計画に「特例措置の活用」がある場合は、活用する特例措置の内容に応じて、次の関係課と事前調整し、ガイドラインに留意して適用条件を満たしていることを確認するととも

に、関係課に合議のうえ、認定可否を決定する。

- ・農業改良資金：農業生産課
- ・畜産経営環境調和推進資金：畜産課
- ・みどり投資促進税制の活用：導入設備等の関係課
- ・農地転用：農業経営課
- ・補助金等交付財産の目的外使用：当該補助事業等の担当課

※食品流通改善資金は本庁担当課が販売・連携推進課の協力を得て国に協議する。

- (4) 実施計画の内容が複数の担当課にわたる場合は、認定の際に当該担当課に合議する。
- (5) 本庁担当課（農業技術課を除く。）は、農林漁業者等へ認定可否を通知する際にその写しを農業技術課に通知するものとする。

4 認定計画の変更情報の共有

- (1) 要領4(3)で当初認定時と異なる機関を経由して申請し、あるいは異なる本庁担当課が認定した場合にあっては、変更を認定した本庁担当課は、その認定結果を当初認定に関与した機関に情報提供するものとする。
- (2) 要領4(4)の認定計画の軽微な変更とは、ガイドラインによるものとし、知事が認める変更については、要領2で申請した機関を経由して農業技術課に照会するものとする。届出を受けた本庁担当課（農業技術課を除く。）は様式第20号の写しを農業技術課へ通知するものとする。

5 認定計画の認定取消情報の共有

要領5の認定の取消しを行った本庁担当課（農業技術課を除く。）は、様式第21号又は様式第22号の写しを農業技術課に通知するものとする。

6 認定計画の実施状況報告

- (1) 経由事務市町長から要領6の認定計画の実施状況報告の提出を受けた所長あるいはA.P.担当参事は、直接受理した実施状況報告とあわせて、速やかに本庁担当課に提出するものとする。
- (2) 提出を受けた本庁担当課（農業技術課を除く。）は、直接受理した実施状況報告とあわせて、速やかに農業技術課に写しを通知するものとする。

附 則

この事務手続等は、令和5年4月1日から施行する。

この事務手続等は、令和5年11月22日から施行する。

この事務手続等は、令和6年5月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、この事務手続等の施行日前にした処分、手続その他の行為は、この事務手続等による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

この事務手続き等は、令和7年4月1日から施行する。

この事務手続等は、令和7年11月1日から施行する。

【別紙】審査基準

I 法第2条第4項第1号（環境負荷低減事業活動の類型a、特定環境負荷低減事業活動の類型A及びCのa）に関する事業活動の認定における審査基準は、次のとおりとする。

1 (特定) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標が以下のとおりであること。

- (1) 「広島県持続性の高い農業生産方式導入指針（以下、「導入指針」という。）」に照らし、適切なものであること。
- (2) 導入する生産方式は、いずれも導入指針の「持続性の高い農業生産方式」に記載されているものの他、スマート農業等の新たな技術を用いて、「有機質資材の施用」、「化学肥料の施用減少」、「化学農薬の施用減少」の3つ全てに取り組むものであること。
- (3) 導入指針の「使用の目安」欄の数値の内、たい肥の施用量等については、一律に認定の基準にはしないが、土壌診断結果に基づく適切な施用量となっているものであること。
また、たい肥施用量の目安については、下記のとおりとする。

- ・水 稲：概ね0.5t/10a 以上
- ・水稻以外：概ね1.0t/10a 以上

化学合成窒素成分量及び化学合成農薬使用回数（成分カウント）については、「使用の目安」欄の数値以下（有機農業は0（ゼロ）とする）であること。

2 環境負荷低減事業活動に取り組む品目の作付面積が、当該品目と同じ種類の品目の作付面積の概ね2分の1以上を占めていること。

3 経営の持続性の確保のため、目標における所得が現状より減少していないものであること。

II 【林業分野（温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動）】法第2条第4項第2号（環境負荷低減事業活動の類型b、特定環境負荷低減事業活動の類型Cのb）に関する事業活動の審査基準

1 次の条件を全て満たすこと。

(1) 次の基準のうち、少なくとも1つ以上を満たす高性能林業機械の導入が見込まれること。

基 準
①「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（オフロード法）2014年基準適合
②「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」2020年基準燃費達成率85%以上

- (2) 事業活動の取組による森林整備面積又は素材生産量が現状から増えていること。
ただし、年間5千m³以上の素材生産量がある場合は、当該実績以上の目標であること。
- (3) 実施計画に記載されている目標を達成するために必要な措置が、計画に対して適切なものであること。
- (4) 実施計画に記載されている目標を達成するために必要な措置が、記録により適切に管理することが見込まれること。